

# 持続可能な開発目標（SDGs）に対する本市の基本的な考え方 （案）

## 1 SDGsに対する基本的な考え方

SDGsに掲げられている理念や目標は、現総合計画の基本構想に掲げる都市像及びそれを実現するための政策の基本方向と重なる部分が多いことから、総合計画をはじめとした各種計画（以下「各種計画」という。）に掲げる施策、事務事業を推進することにより、SDGsの達成に寄与する。

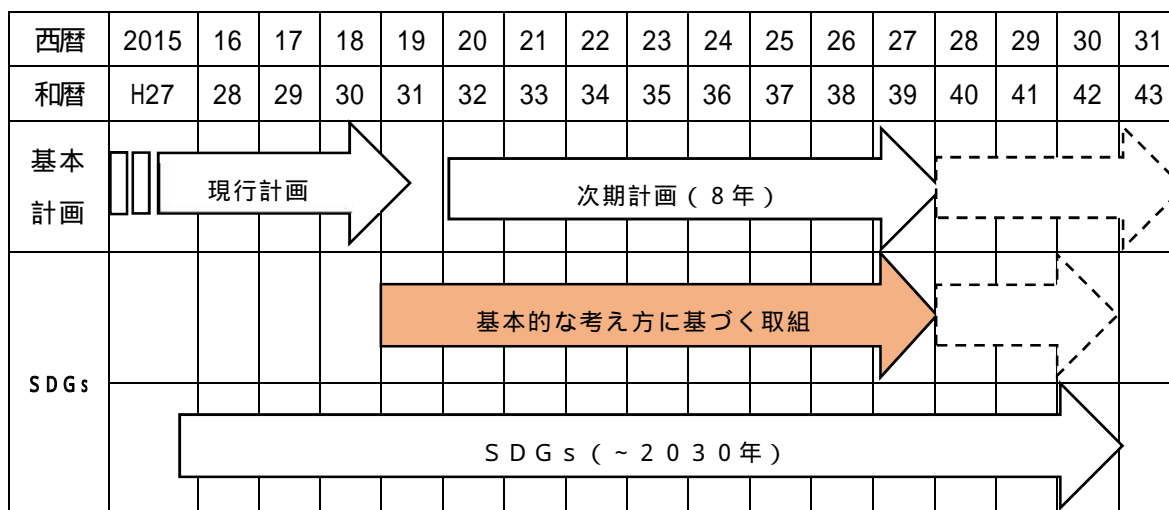
## 2 SDGsの推進に向けた取組

### （1）取組期間

この考え方に基づくSDGsの推進に向けた取組は、次期総合計画基本計画の計画期間に合わせ、平成39（2027）年度までとする。

なお、SDGsが平成42（2030）年を目指した目標であることから、平成40（2028）年度以降の取組については、改めて国の動向や本市の取組状況等を踏まえ検討する。

### 取組期間のイメージ



### （2）取組方策

#### ア 職員への理解浸透

各種計画の策定や事務事業の実施に当たっては、職員一人ひとりがSDGsに掲げられている「経済・社会・環境の三側面の調和」や「持続可

能で強靱なまちづくり」、「誰一人取り残さない社会の実現」などの理念や各種計画等とSDGsの関係性を理解した上で進めることができるよう、職員への普及啓発に取り組む。

#### イ SDGsの目標と各種計画の関係性の整理

各種計画の策定に当たっては、計画に掲げる施策等の取組内容と関連するSDGsの目標を計画に示すなど、市民に分かりやすいものとなるよう努める。

#### ウ 庁内における連携

SDGsの推進につながる施策の立案や事務事業の実施に当たっては、効果的なものとなるよう、局区間の横断的な連携に努める。

#### エ 市民等に対する普及啓発

市民等のSDGsに対する理解を促進するため、環境、福祉、人権、教育などSDGsと関連が深い分野を中心として、イベントや事業など様々な機会を通じて情報発信、普及啓発に取り組む。

#### オ 多様な主体との連携

各施策、事務事業の推進に当たっては、SDGsに取り組む市民、企業、団体並びに国、県等他自治体など多様な主体との連携を図り、相乗効果を創出する効果的な取組となるよう努める。

### (3) 進行管理

SDGsの推進に係る取組は、各種計画に基づく各施策、事務事業を通じて行うが、進行管理は、総合計画基本計画の進行管理において一体的に行う。

### (4) その他

SDGsに係る庶務は、企画政策課で処理する。

## (参考) 持続可能な開発目標 (SDGs) の背景と国の動向

### (1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の背景

平成27(2015)年9月に開催された国連サミットにおいて、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(通称:2030アジェンダ)」が採択された。

2030アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的な取組として採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性<sup>1</sup>のある社会の実現のため、「持続可能な開発目標(SDGs)」として17のゴールと169のターゲットが掲げられた。



SDGsの17のゴール

出典：国際連合広報センターWEBサイト

### (2) 国の動向

#### ア SDGs推進本部の設置

2030アジェンダの採択を受けて、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が、平成28(2016)年5月に設置された。

<sup>1</sup> 社会的に弱い立場にある人々も含めて、一人ひとりを排除や孤立から守り、社会(地域社会)の一員として取り込み、支え合う考え方。

## イ 実施指針の策定

持続可能な経済・社会づくりに向けて、あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、広範な施策や資源を効果的かつ一貫した形で動員していくため、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が、平成28（2016）年12月に策定された。

国の実施指針において、「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進する」と記述されているように、自治体によるSDGs達成に向けた取組に大きな期待が寄せられている。

## ウ 地方創生とSDGs

SDGsに対する取組は、地方自治体における諸課題の解決につながり、地方の持続可能な開発、すなわち「国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会を形成すること」を目標とする、地方創生に資するものである。

平成30（2018）年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」においては、「今後、さらに地方創生を深化させていくためには、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要であることから、平成42（2030）年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs）の達成のための取組を推進し、SDGsの主流化を図り、経済・社会・環境の統合的向上等の要素を最大限反映する」とされている。